



厚生労働省、平成24年度予算概算要求を公表

◆厚労省は9月28日、2012年度予算の概算要求の内容をまとめ、民主党厚労部門会議に提示しました。高齢化に伴う社会保障費の自然増分1兆6,000億円を含め、一般会計の総額は29兆5,882億円で、2011年度当初予算比で4.3%（1兆2,114億円）増の過去最高額となっています。政府が設けた、重点分野に予算を振り向ける「日本再生重点化措置」の特別枠には、難病等の新薬・新治療法等の研究開発支援、新型インフルエンザ対策等の医療関係のほか、待機児童の解消の取り組みの強化、障害児・者の地域移行・地域生活のための安心支援体制整備の実施等、福祉関係分野を含めて1,059億円を要求しました。厚労省は4日、保育所入所定員を4万6,503人増加させた結果、待機児童が今年4月1日現在で2万5,556人（前年同期比▲719人）と4年ぶりに減少、と発表しましたが、名古屋、横浜、札幌等の各市では増加しているのが現状で、今回の概算要求でも待機児童対策として、複数の保育ママで運営する施設の人員配置、認可外保育所の開設準備に対する財政支援等に124億円を要求するほか、これまで待機児童が10人以上の自治体に限って対象とされたものを、1人でも待機児童がいれば財政支援を受けられることとするなどの新たな方策を講じています。また医療・介護分野では「安心で質の高い医療・介護サービスの安定的な提供」を柱とし、「在宅チーム医療を担う人材の育成」に8億7,000万円、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及や低所得高齢者の住居対策等の「実施拠点となる基盤の整備」に89億円、「個別の疾患などに対応したサービスの充実・支援」に29億円など、合計127億円に増やしている（今年度は1億1000万円）ほか、東日本大震災への対応としても、復旧・復興費用2,209億円を要求しています。

なお診療報酬・介護報酬改定や介護職員処遇改善臨時特例交付金、社会保障と税の一体改革に伴う制度改革などについては、予算編成過程で検討することとしています。（参考：読売新聞・毎日新聞・日本経済新聞ほか）

人事院勧告発表

～年収微減、期末・勤勉手当は維持～

◆去る9月30日、平成23年度の人事院勧告が発表されました。今年の人事院勧告では、月例給の引き下げと期末・勤勉手当支給月数の維持、の2点が主な内容でした。月例給は官民格差解消のための899円（0.23%、うち手当はね返り分83円）が減額されるマイナス改定ですが、これは50歳台を中心に40歳台以上を念頭に置いた俸給表改定とされ、50歳台の最大下げ幅は0.5%、40歳台で0.4%とされました。これによって平均年間給与は約15,000円（899円×15.95カ月÷14,339円）の減額となります。

これまでの保育所における保育単価には、人事院勧告の「福祉職俸給表」「行政職俸給表（二）」に基づいて積算されていますが、保育士の俸給月額が平均勤続年数約8年で積算されているため、今回の40歳台以上の給与月額改定の影響はないものと考えられます。しかがいまして、今年度の保育単価の遡及改正はないものと予想されますので、補正予算作成のための待機は不要と考えられます。

＜現在の保育単価に積算されている人件費の内容＞

職種	格付	本俸基準額	特業手当
施設長	(福) 2-33	253,400円	-
主任保育士	(福) 2-17	230,112円	9,200円
保育士	(福) 1-29	195,228円	7,800円
調理員等	(行二) 1-37	165,800円	-

(注)主任保育士・保育士分は、俸給表の額に2%の特別給与改善費を加えたものが本俸基準額とされている。

(注)「特業手当」は「特殊業務手当」の略。

★ある週刊誌で「保育士の平均年収は800万円」との記事が掲載されましたが、上記積算額から計算すれば、期末・勤勉手当を加えても約320万円であることがわかります。

＜用語解説＞人事院勧告

★昭和22年に成立して翌年施行された「国家公務員法」を受け、昭和23年度から開始された、国家公務員の月例給与額や期末・勤勉手当の額について、人事院が国会、内閣、関係大臣その他機関の長に行う、国家公務員の一般職職員に関する「給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告」の総称で、ラスパイレス方式による官民格差の検証に基づいて毎年度行われる。昭和31年以降ほぼ勧告通りの改定が実施され、毎年4月1日に遡って適用されてきた。平成3年には過去最高の5.45カ月の期末・勤勉手当が勧告されたが、平成10年の5.25カ月から毎年マイナス改定が続いており、最近の3年間は月例給与額の減額改定が続いている。保育単価や措置費単価の積算時には、この勧告の中に示されている「福祉職俸給表」に基づいて算定されていることから、人事院勧告の内容によって各単価の変更が行われるため、社会福祉法人の補正予算作成に向けて毎年度注目されている。また現在の人事院勧告では、国家公務員制度改革における給与制度の改正についても言及されている。